

令和4年度
農地中間管理事業に係る
評価意見書

令和5年6月

農地中間管理事業評価委員会

令和4年度農地中間管理事業に係る評価意見書

1. 事業実施状況

- 借入：22市町村・55件・888ha
(計画4,700haに対し18.9%、前年度1,136haに対し、248ha減、78.2%)
- 貸付：22市町村・37件・888ha
(計画4,700haに対し18.9%、前年度1,136haに対し、248ha減、78.2%)
- 1件当たりの平均面積：借入16.2ha、貸付24.0ha
- 賃貸借期間(面積割合)：借入95.9%、貸付95.9%が10年以上
- 貸付先経営組織形態(面積割合)：個人8.3%、法人91.7%
- 経営形態別(面積割合)：稲作6.5%、畑作17.7%、酪農75.7%
- 貸付前後の平均経営面積対比：個人113.4%、法人162.0%
- 借受希望者の募集結果：応募件数631件(うち新規経営体11件)、借受希望面積9,162ha

2. 事業実施状況に対する評価

農地中間管理権の取得(借入)及び貸付は、令和3年度と同様に宗谷管内豊富町でのTMRセンター設立に伴う利用権設定として約630haを実施したほか、大型法人への農地の集約や関連事業の活用などの実施と合わせて、約900haの実績となった。

機構集積協力金については、豊富町での事例のようにTMRセンターや大型法人の設立・再編に伴う大規模な農地移動や地域で農地の受け皿となる法人の継続的な農地の集約化等に事業が活用されることが多い。

また、所有者不明農地対策としては、胆振管内むかわ町において1件2.5haの借入を行い、令和5年度に貸付を行う予定である。

令和4年度の事業収支は、総収入925,102千円、総費用935,785千円となり、差引10,683千円のマイナスである。その主な要因としては、事業実績が低迷し、計画していた管理料収入を得られなかったことが挙げられることから、制度見直しに伴い、収支改善に向けた対応について検討を重ねていく必要がある。

一方、機構の特例事業である売買等事業の買入・貸付は前年度4,560haに対し、5,250ha、115.1%となっており、権利移動において所有権移転の割合が高い本道では、依然として本事業の役割は大きい。このため、こうした地域の実態を踏まえた施策の在り方についても引き続き検討を重ねていく必要がある。

3. 事業推進状況に対する評価

(1) 「人・農地プラン」と連携した推進

本道の担い手への農地集積率は、令和4年度で91.6%と全国平均59.5%をけん引する立場にあるが、各地域においては、「人・農地プラン」の具現化に向け、担い手への農地の集約化等を継続的に進めていく必要がある。

令和4年度は事業推進に加え、道や農業会議と連携し道内各所で市町村や農業委員会、JA等関係者を対象に研修会等を開催し、人・農地など関連施策の見直しに係る新たな事業の仕組み等の周知を行うとともに、各農業委員会に出向いて新制度での権利移動における取組や意向等について意見交換を行うなど、地域関係者との連携強化に努めた。

なお、「人・農地プラン」は令和5年4月に農業経営基盤強化促進法の改正により法定化され、令和7年3月までに市町村において地域の話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を定めることとなる。機構は、本所と支所が一体となり、地域の求めに応じた担い手に関する情報等の提供や農用地利用集積等促進計画による円滑な利用権設定など、地域計画の実現に向けた取組を強化する必要がある。

(2) 関連事業等との連携による地域への支援

事業実施のメリット措置である機構集積協力金については、「集約化奨励金」の新設など農地の集約化等に取り組む地域への支援が拡充されたが、家族経営を中心とした個別経営体が多い本道においては、依然として機構活用率の確保と団地化要件の困難さが、利用拡大に向けた課題となっている。その一方で、これまでも地域の将来を見据えた協業型法人や大型法人の設立などの際には特に有効な支援となってきたことから、機構はそのような地域における様々な動きを迅速かつ的確に把握することが不可欠である。

また、農地中間管理事業による担い手への農地の集約化等を促進するため、関連施策として、機構関連整備事業や農地耕作条件改善事業、担い手への機械・施設の導入を支援する農地利用効率化等支援交付金などが措置されている。

機構は、地域計画の実現に向け、関連する機関・団体や部局と連携しながら、地域農業の動向を把握した上で、関連事業の活用により地域の農業生産基盤の整備や農業経営の改善・発展を促すなど、農地中間管理事業の実施により農地の集約化等を積極的に支援すべきである。

(3) 優良農地の確保に向けた取組

近年、遊休農地や所有者不明農地が課題となっている中で、機構が行う農地中間管理事業に対する期待が大きくなっている。

機構は、市町村が将来にわたって保全すべきと判断した農地について、市町村や農業委員会等との情報共有等の連携はもとより、国の事業を活用した簡易な手法による再生整備など、機構が持つ機能をフル活用し、優良な農地を地域の担い手に確実に繋いでいくことが求められている。

4. 総括

担い手への農地集積率が9割を超えている本道においても、農業従事者の高齢化の進行や後継者不在などにより、農家戸数の減少が続いていることから、引き続き担い手への農地の集積・集約化を進めつつ、新規参入者等を含めた多様な担い手を育成し、優良農地を提供するとともに、遊休農地の解消等も併せて進めていく必要がある。

また、今般、農業経営基盤強化促進法等の一部が改正され、農地中間管理機構としては、地域における協議の場に積極的に参加するとともに、地域計画の実現に向け、農用地利用集積等促進計画により農地の貸借等を促進することとなる。

このため、今後、機構は道及び市町村、農業委員会をはじめとする関係機関等との役割分担の下に密接に連携しながら、農地中間管理事業と売買等事業を車の両輪として積極的に地域への関わりを深めるとともに、機構が持つ機能や推進体制を一層強化し、その役割を果たしていくことが期待される。

■ 評価委員

氏名	所属・職名	
東山 寛	北海道大学大学院 農学研究院 教授	委員長
石田 吉光	きょうわ農業協同組合 代表理事組合長	副委員長
藤田 二	北海道土地改良事業団体連合会 専務理事	
中島 拓也	中島拓也税理士事務所 所長	
菊入 等	深川市農業委員会 会長	

■ 日程 令和5年6月23日開催